

診療報酬に関する揭示事項等

当院は厚生労働省が定める施設基準に基づいて診療を行なっています。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院では、オンライン資格確認などにより取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスの活用など医療 DX を推進することで質の高い医療の提供を行う診療体制構築に努めています。

【医療情報取得加算】

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認をおこなっています

当院は、より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。初診時にはマイナンバーカードをご持参ください。

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【一般名処方加算】

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般

名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。